

令和 6 年 3 月 22 日(金)
地域医療支援委員会 資料

茅ヶ崎市立病院地域医療支援委員会の委員構成の見直しについて（案）

1 経緯

平成 24 年 3 月 地域医療支援病院の承認を受け、「登録医制度運営委員会」を発展的に解消し、地域医療支援委員会を設置。

平成 28 年 7 月 茅ヶ崎市附属機関設置条例に基づく附属機関として「茅ヶ崎市立病院地域医療支援委員会」を設置。茅ヶ崎医師会長を委員長、茅ヶ崎歯科医師会長を副委員長とし、委員数 11 人(医師会 8、歯科医師会 1、薬剤師会 1、保健福祉事務所 1)で構成。

平成 30 年 4 月 委員数 10 人(医師会 8、歯科医師会 1、薬剤師会 1)。

2 地域医療支援委員会の設置根拠および役割

地域医療支援病院は、「当該病院に勤務しない学識経験者等をもって主として構成される委員会を当該病院内に設置すること」（医療法施行規則第 9 条の 19 第 1 項）とされています。

委員会は、「地域における医療の確保のために必要な支援に係る業務に関し、当該業務が適切に行われるために必要な事項を審議し、必要に応じて当該病院の管理者に意見を述べるもの」（同第 2 項）とされています。

3 地域医療支援委員会の構成員

委員会の構成員として、「当該地域医療支援病院の所在する地域の医療を確保する上で重要な関係を有する者を中心に構成されるべきものであり、例えば地域の医師会等医療関係団体の代表、当該病院が所在する都道府県・市町村の代表、学識経験者等により構成することが適当である」（平成 10 年 5 月 19 日付健政発第 639 号厚生省健康政策局長通知）とされています。

4 茅ヶ崎市立病院地域医療支援委員会の構成員

条例では、委員数について 15 人以下と規定しています。

委員会規程第 3 条では、医師が組織する団体、歯科医師が組織する団体、薬剤師が組織する団体であって、それぞれ市の区域内に主たる事務所を置くものの代表者としており、現在、医師会（内・児・外・整・皮泌・眼・耳鼻・産婦）、歯科医師会(会長)・薬剤師会(会長)の 10 人となっています。

5 茅ヶ崎市立病院地域医療支援委員会の委員構成の見直しの方向性

地域医療支援病院として 10 年以上が経過し、医師会、歯科医師会の先生方からの紹介数も順調に増加し、紹介率・逆紹介率とも 70-80%の水準を維持できるようになりました。

医師会からの委員の先生方のご負担の軽減及び国の通知に合わせ、さらに幅広くご意見をいただくため、病院関係者、看護、行政（地域保健・救急）も含めた構成員を見直しすることとします。

具体的には、管内の病院長、学識経験者（看護）、保健所、消防本部を加え、医師会からの委員推薦は 4 人（病院長 1 名含む）を考えています。

委員総数は、歯科医師会・薬剤師会を含め 9 人を見込んでいます。